

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

瀬戸市公平委員会委員長 日比 剛

瀬戸市公平委員会規則第1号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年瀬戸市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
機関	職		機関	職	
<省略>			<省略>		
市長の 事務部 局	本庁	部長 部次長 危機管理監 参事 企画補佐 課長 主幹 <u>指導保育士</u> 課長補佐 経 営戦略部政策推進課の秘書係 長及び政策係長 行政管理部 行政課の <u>事務管理係長及び法 務係長</u> 行政管理部財政課の 財政係長 行政管理部人事課 の人材育成係長及び人事給与 係長	市長の 事務部 局	本庁	部長 部次長 危機管理監 参事 企画補佐 課長 主幹 課長補佐 <u>健康福祉部保育 課の専門員（人事に関する事 務を行うものに限る。）</u> 経 営戦略部政策推進課の秘書係 長及び政策係長 行政管理部 行政課の <u>法務管理係長</u> 行政 管理部財政課の財政係長 行 政管理部人事課の人材育成係 長及び人事給与係長
		<省略>			<省略>
保育所	統括園長 園長		保育所	園長	
児童発達 支援セン ター	センター長 <u>副センター長</u>		児童発達 支援セン ター	センター長	

<table border="1"><tr><td>&lt;省略&gt;</td></tr><tr><td>&lt;省略&gt;</td></tr></table>	<省略>	<省略>	<table border="1"><tr><td>&lt;省略&gt;</td></tr><tr><td>&lt;省略&gt;</td></tr></table>	<省略>	<省略>
<省略>					
<省略>					
<省略>					
<省略>					

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。